

# 令和6年度許可手引きの追記項目について

令和6年9月

栃木県県土整備部監理課

関口 嵩

[TEL:028-623-2390](tel:028-623-2390)

E-mail: [kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp)



## 財産的基礎に係る追記について（P24）

6) 申請直前の決算時点においては資本金の額のみ要件を満たさない額であった場合でも、その後申請までに資本金の額が2,000万円以上になるように増資したケースにおいては、「欠損の額」「流動比率」「自己資本（純資産）の額」は申請直前の決算時点においての数値により、「資本金の額」は申請時点のその額により確認されます。

※増資した場合は、変更届を速やかに提出願います。

## R5からの主な追記項目

### 申請書様式の入手先について（P39）

現在、紙の申請書類の有償頒布はおこなっておりませんので、該当記載を削除しました。

## R5からの主な追記項目

### 財産的基礎の確認書類について（P47）

・財産的基礎について、具体的な確認資料の説明が抜けていたため追加しました。

※一般建設業については直近の貸借対照表のほか、  
残高証明書や融資証明書など

※特定建設業については直近の貸借対照表

## 経営管理責任者、専任技術者に係る常勤性について（P46）

・役員でない方で労働者として他の従業員と同等の勤務であるにも関わらず、地域別最低賃金額(時間額)を明らかに下回る給与の方は労働基準法違反の恐れがあるため、常勤性はお認めできません。

※例えば許可取得時は十分な給料を受けていたものの、年金支給開始に伴う本人からの申出により5万円8万円など、おおよそ常勤として認められない程度まで給与を下げた非役員の方が該当。

※許可申請時は保険証で認められていたが、標準報酬月額通知書により給与月額が判明するケースが多い。

## R5からの主な追記項目

### Q&Aの追記（P104）

Q10 許可証で「高」などの名前が正しく書かれなくなった。  
A10 現行のシステムではJIS漢字コード第1水準から第4水準の漢字に限定されていますので、御了承ください。